

平成30年9月26日

お客さま各位

「当座勘定規定」一部改定のお知らせ

淡陽信用組合

平素は淡陽信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、当組合では、平成30年10月9日（火）からの全銀システム稼働時間拡大に伴い、平日夜間および土曜・日曜・祝日にも当座勘定への振込入金が可能となることを踏まえ、「当座勘定規定」（第9条（支払の範囲））に入金時限（15時）を明記する改定を行います。

なお、このお取扱いは10月1日より開始し、すでにお取引いただいているお客様にも適用されます。

本改定に関しましてご不明な点・ご質問等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

【改定内容】

改定前	改定後
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>② 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p>② <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払いに充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u></p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>